

**昭和五十年法務省令第六十八号**

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八条第一項及び工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第十七条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この省令を制定する。

**（不動産、工場財團及び農業用動産の管轄登記所の指定）**

第一条 不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財團（以下「工場財團」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財團を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財團又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。

一 当該数個の登記所が同一の法務局又は地方法務局管内の登記所である場合 当該法務局又は地方法務局の長

二 前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合 当該法務局の長  
 （鉱業財團等の管轄登記所の指定についての準用）

第三条 対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあつては法務省組織令第六十四条第二項の規定による事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあつては同令第六十六条の管轄区域をいい。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第二百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。

**（夫婦財産契約の管轄登記所の指定についての準用）**

第四条 第一条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）による夫婦財産契約の管轄登記所の指定について準用する。この場合において、同条中「不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財團（以下「工場財團」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財團を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該が二以上ある場合の当該夫婦財産契約」と読み替えるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二九日法務省令第二六号）

この省令は、改正後の企業担保登記規則、不動産等の管轄登記所の指定に関する省令、独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令、工場抵当登記規則、立木登記規

1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令による改正後の企業担保登記規則、不動産等の管轄登記所の指定に関する省令、独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令、工場抵当登記規則、立木登記規

則、船舶登記規則、農業用動産抵当登記規則、建設機械登記規則並びに不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の規定は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から適用する。

**附 則（平成一七年一月一一日法務省令第一〇六号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則（平成二四年一一月二八日法務省令第四六号）**

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

**附 則（平成二七年四月一〇日法務省令第一六号）**

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年四月十日）から施行する。

**附 則（平成三年三月二九日法務省令第二九号）**

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

**附 則（令和二年三月三〇日法務省令第二二号）**

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。